

認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ

全国初！ 認知症神戸モデル



神戸市福祉局介護保険課



【認知症予防のポイント】・・・「認知症施策推進大綱」より

○運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されている。

○地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進する。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。



<認知症施策推進大綱>

(認知症施策推進関係閣僚会議(議長:内閣官房長官) 令和元年6月策定)

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

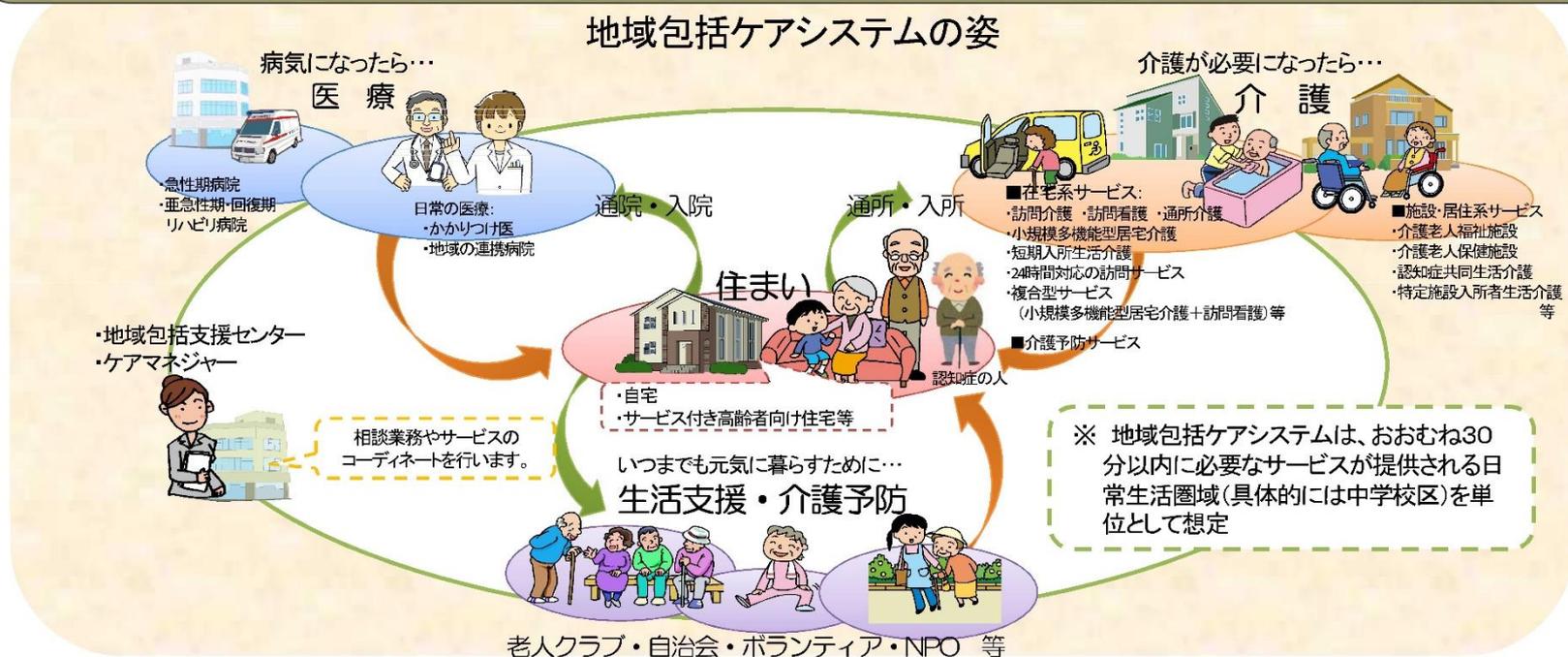


2. 認知症施策に関する国の動き

<地域包括ケアシステムの構築>

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

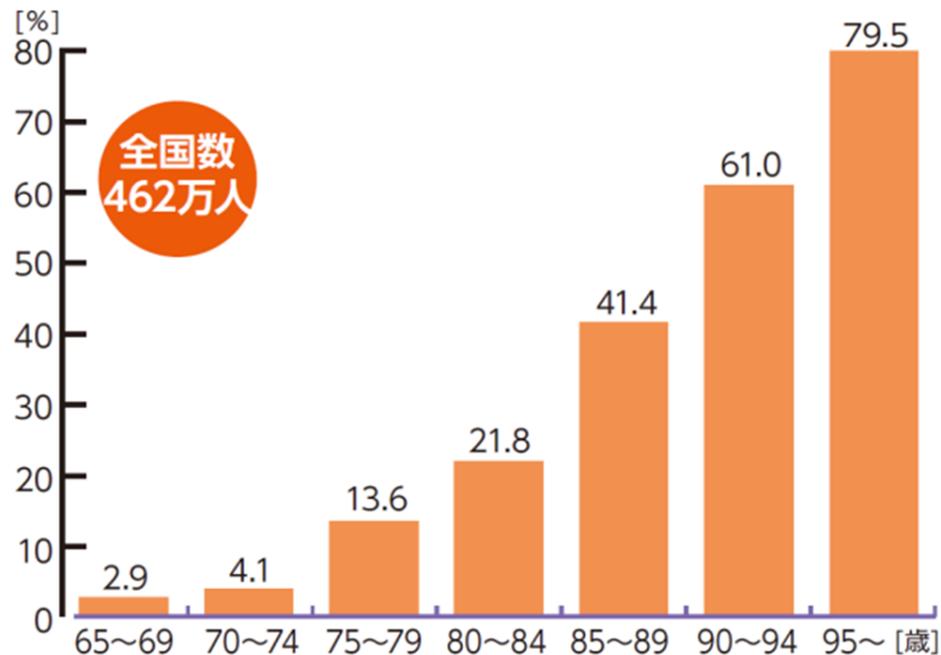
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



認知症高齢者（神戸市での推計値）

	R3.3
高齢者人口	43.3万人
認知症高齢者数	6.5万人
MCI (軽度認知障害)	5.6万人

認知症高齢者割合（全国）



※2015年厚生労働省調べより算出
 認知症の全国有病率推計値 15%
 MCIの全国有病率推計値 13%

2013年厚生労働省研究班推計より



- 平成28年9月、神戸市でG7保健大臣会合が開催。
 - ※ 「神戸宣言」として、認知症対策をより推進していくことが盛り込まれた。



- 認知症の人やそのご家族を社会全体で支えていくまちづくりを推進するため、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定。
 - ※ 平成30年4月施行
 - ※ 認知症対策に特化した条例は政令市初



平成30年4月1日制定

(目的)

認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって**認知症の人にやさしいまちの実現**に資することを目的とする。

(基本理念)

- (1) 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を推進し、**安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまち**を目指すこと。
- (2) 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、**まち全体で支える**こと。



予防及び早期介入

- ・ WHO、神戸医療産業都市、大学、研究機関等との連携による取り組み

治療及び介護の提供

- ・ **早期診断体制の確立**
- ・ 認知症初期集中支援チーム
- ・ 認知症疾患医療センター（市内7か所に設置）

事故の救済及び予防

- ・ **認知症と診断された人による事故に関する救済制度の創設**
- ・ 認知症の疑いがある人の運転免許自主返納推進
- ・ 移動手段の確保等、地域での生活支援

地域の力を豊かにしていくこと

- ・ 交流できる環境や社会参加の場の整備
- ・ 中学校区単位での認知症高齢者等への声かけ訓練の実施
- ・ **行方不明高齢者早期発見事業**の実施
- ・ 市民への啓発、児童、生徒への教育の推進



認知症の人やそのご家族が、安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、全国に先駆けた神戸発の取り組み

1. 認知症診断助成制度

(平成31年1月28日開始)

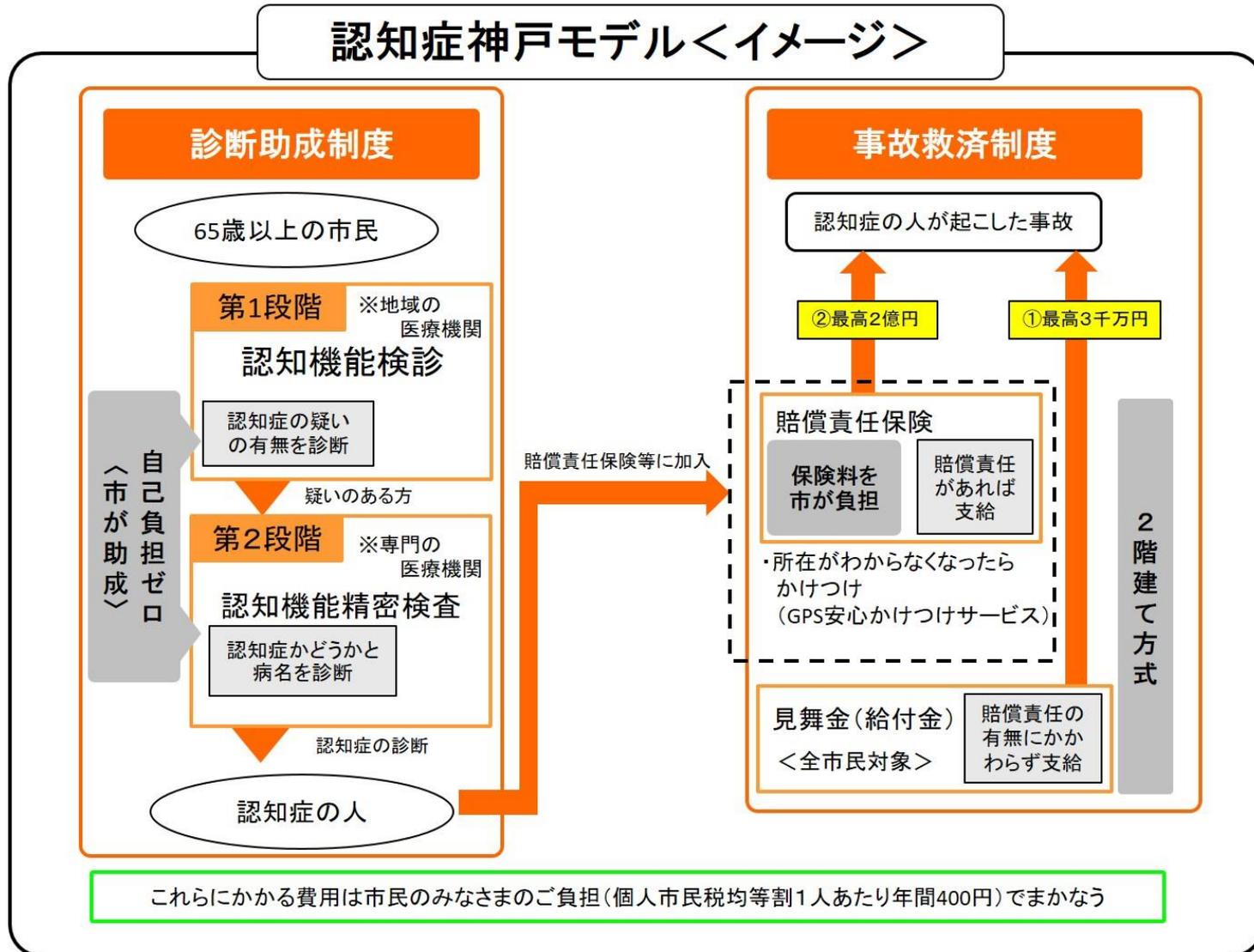
早期受診を支援します

2. 認知症事故救済制度

(平成31年4月1日開始)

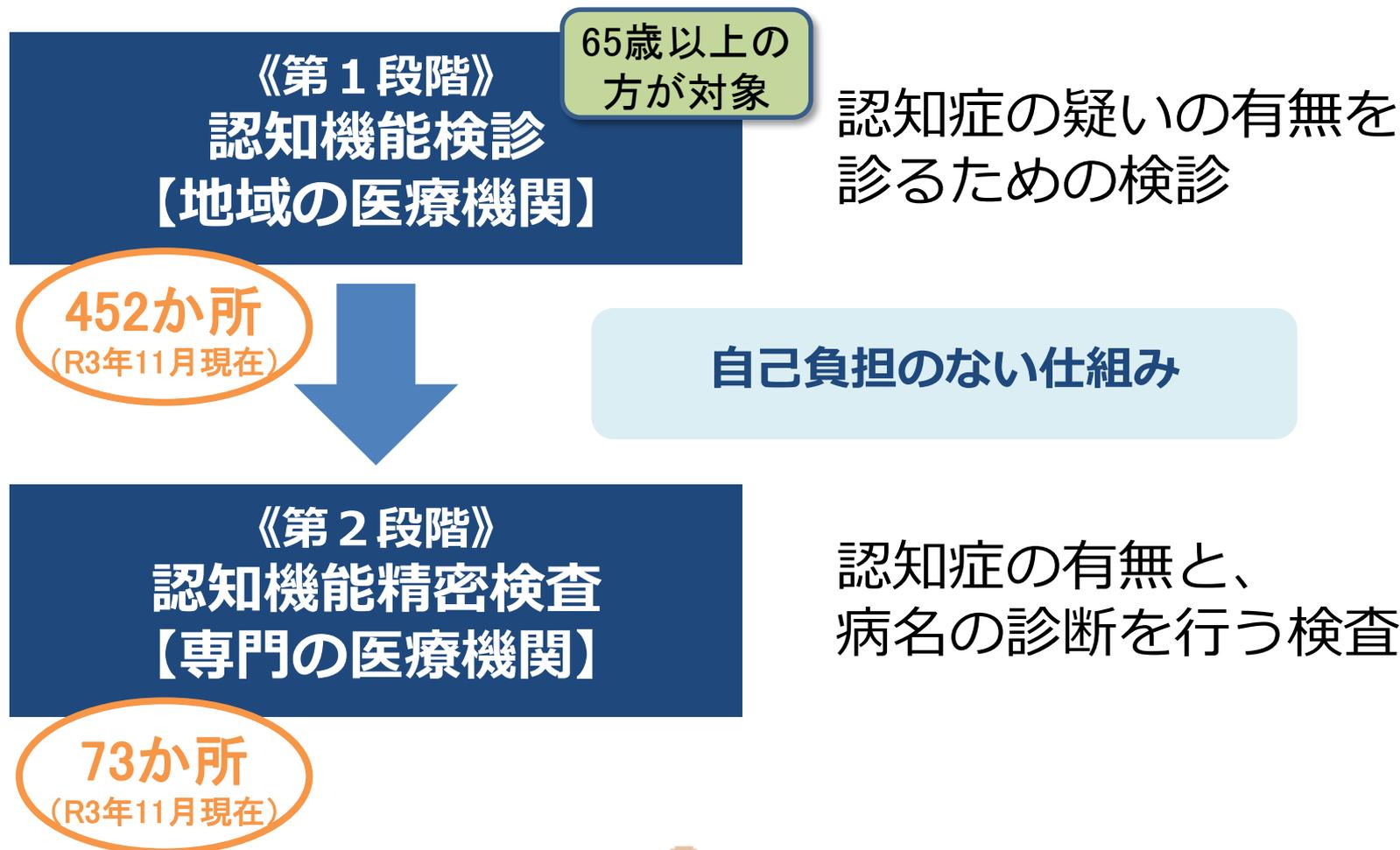
認知症の方が事故に遭われた場合に救済します





<診断助成制度・概要>

認知症の早期受診を支援する2段階方式の診断助成制度



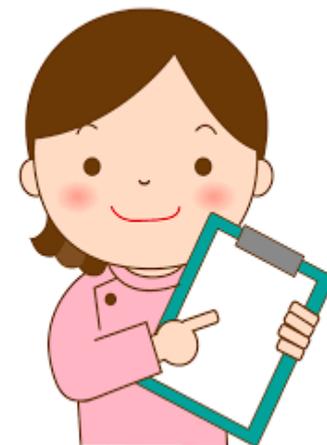
第1段階 認知機能検診

年に一度受診
できます。

- ・スクリーニング検診(65歳以上の市民が対象)
認知症の疑いを検出
- ・受診料は無料(受診券必要。事前に市に申込み)
- ・第1段階 登録医療機関:個別実施【452機関】

<使用ツール>

- ・改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)
- ・問診票① (BPSD等のチェック:医師会作成)
- ・問診票② (DASC-21)



第2段階 認知機能精密検査

- ・第2段階 保険診療：登録医療機関
【73機関(認知症疾患医療センター7機関含む)】

〈認知症かどうか診断〉

- ・認知症(病名を記載)
アルツハイマー型、レビー小体型、血管性、その他
- ・軽度認知障害(MCI)
- ・認知症でない

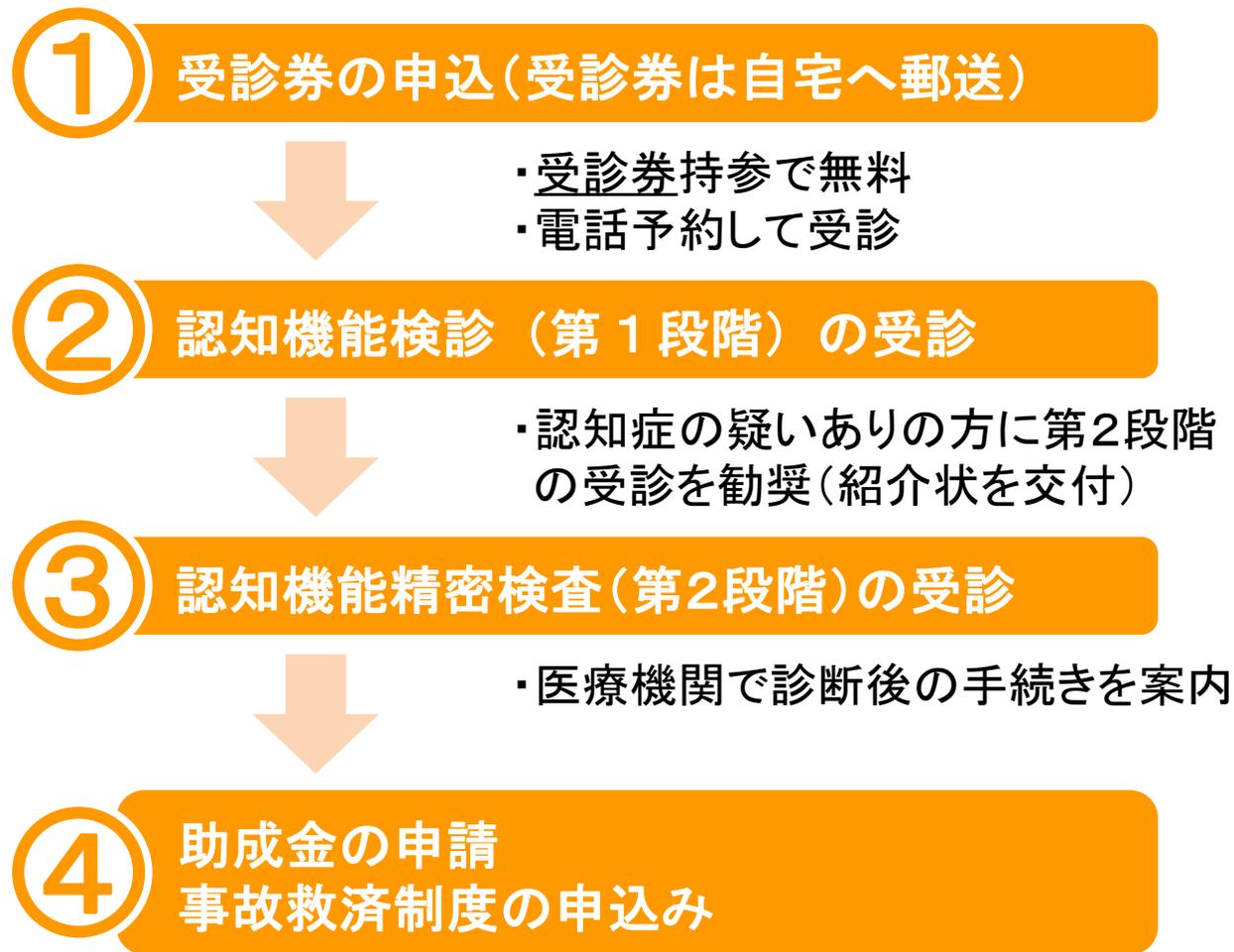
〈必須の検査〉

- ・画像検査(頭部MRIあるいは頭部CT)
- ・認知機能検査(MMSEなど)
- ・血液検査
- ・日常生活動作の評価(DASC-21、CDRなど)



《後日、申請により検査費用を全額返還(助成)》

< 診断助成制度・受診の流れ >



<診断助成制度・受診券申込み方法>

①電 話(神戸市総合コールセンター)
TEL:0570-083330 又は 333-3330
(年中無休 9:00~21:00)

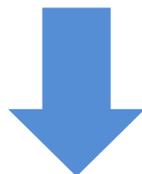
②ホームページ
(認知症「神戸モデル」特設サイト)

③郵 送

④ファックス

※③④は申込書が必要

あんしんすこやかセンター、実施医療機関、
神戸市ホームページにあります。



受診券を自宅に郵送

75歳到達者には
市から受診券を送付

<事故救済制度・創設の経緯>

○H19年に愛知県大府市で認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故で、JR東海が振り替え輸送代などの賠償を求めて、家族を提訴。

○H28年3月に最高裁が家族に損害賠償責任はないとしたが、認知症の人による事故で家族らが責任を負わされる可能性が残った。

※一方、加害者に賠償責任がない場合は、被害者は救済されない

○国では、「直ちに制度的な対応をするのが難しい」との検討結果をまとめ、制度創設を見送り。



<事故救済制度・概要>

○認知症と診断された方対象

① 賠償責任保険に市が加入

認知症の人が責任を負った場合、
最高2億円支給・・・**事前登録必要**

② 事故があれば、 24時間365日相談

コールセンターで相談対応
TEL 0120-259315

③ 所在が分からなくなった 際の、かけつけサービス

GPSの初期費用・かけつけサービス
を提供 ※月額利用料は別途必要

○全神戸市民が対象・・・**事前登録不要**

④ 事故にあわれた市民に 見舞金を支給

認知症の人が起こした事故で被害に
遭われた方に、見舞金を支給

※①賠償責任保険に加入していなくても④見舞金は支給します。



<事故救済制度・見舞金等の内訳>

① 見舞金（給付金）制度（法人は対象外）

※①と②は自動車事故除く

ア 被害を受けた方（神戸市民）への救済

- ・ 死亡（最高3千万円）
- ・ 後遺障害（最高3千万円）
- ・ 入院（最高10万円）、通院（最高5万円）
- ・ 財物損壊（最高10万円）
- ・ 休業損害（最高5万円）

※上記の見舞金に加え、火事の類焼被害の場合は上乗せ有り

1世帯当り30万円（1事故最高1,000万円）

（例）類焼で財物損壊の被害があった場合・・・最高40万円の見舞金

イ 被害を受けた方（神戸市民以外）への救済

- ・ 見舞金（最高10万円）

② 賠償責任保険制度（認知症と診断された人で事前登録が必要）

- ・ 賠償責任保険（最高2億円）

③ 傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

交通事故等によってご本人が死亡又は後遺障害を負った場合に支給

- ・ 死亡 100万円
- ・ 後遺障害 42万円～100万円



<事故救済制度・賠償責任保険と見舞金の違い>

2階建て方式	賠償責任保険	
	事前登録	必要
	賠償責任の有無	責任ありと認められる場合に支給
	支給時期	見舞金(該当する場合)を支給した後、その支給額を控除してから支給
	支給金額	人身・物損 1事故最高2億円
	支給対象	個人(同居親族除く)・法人
	見舞金	
	事前登録	不要(全市民対象)
	賠償責任の有無	責任の有無に関わらず支給
	支給時期	賠償責任保険に先行して支給
支給金額	神戸市民が死亡・後遺障害となった場合、最高3,000万円など	
支給対象	個人(同居親族含む)。類焼被害含む	



5. 認知症神戸モデル

<事故救済制度・付帯サービス>

○GPS安心かけつけサービス

初期費用及び、所在が分からなくなった場合の
かけつけサービス費用(年間6回まで)を市が負担

※ 月額利用料(2,000円+消費税)は、利用者負担

料金項目	料金(消費税別)	料金負担
契約事務手数料	4,500円/台	神戸市
月額手数料	2,000円/台	利用者
かけつけサービス 出動料金	6,000円/時間 ※1回最大3時間まで	神戸市(6回目まで)
		利用者(7回目以降)



○事故救済制度専用コールセンター設置

事故発生時の相談対応:24時間365日

0120-259315(じこきゅうさいこうべ)



※令和3年4月から機種が変更になりました。

<事故救済制度・利用方法>

○見舞金・・・事前登録不要

事故が起これば、事故救済制度専用コールセンターに連絡してください。

じこきゅうさいこうべ

TEL 0120-259315(24時間365日)

○賠償責任保険・・・事前登録必要

申込書を介護保険課へ郵送。

申込書・送付用封筒
は第2段階の医療機
関でお渡しします。

※GPS安心かけつけサービスも同じ申込用紙です。申込み後、
委託事業者から契約をご案内します。

事故が起これば、事故救済制度専用コールセンターに連絡してください。

診断助成制度開始前(平成31年1月27日まで)に既に認知症と診断されている方は、申込書と裏面の診断書(診断書料は自己負担)を市へ郵送で申込み(令和4年3月31日まで※年度内に延長有無決定)。

※申込書は、あんしんすこやかセンター、医療機関、神戸市ホームページで入手できます。

<認知症神戸モデルの実施状況>

①診断助成制度の受診者数(令和3年11月速報値)

- ・認知機能検診(第1段階) 44,130人
- ・認知機能精密検査(第2段階) 9,096人

②事故救済制度(令和3年12月まで)

- ・支給状況 16件・計1,741,699円

【内訳】見舞金6件、賠償責任保険10件(すべて物損)
※水漏れによる階下住居の被害、他人宅の
門扉の損傷、飲食店の座席の汚損など

- ・賠償責任保険加入者数 6,821人
- ・GPS安心かけつけサービス契約者数 167人



<認知症神戸モデルの費用と財源>

市民のみなさまに、広くご負担いただく仕組みを導入

※3カ年(令和元年度～3年度)の年平均

費用

約3億円

- ・診断助成制度
- ・事故救済制度

=

財源

約3億円

市民のみなさまに
新たにご負担いただく額

(年間**400**円/人)



<KOBEみまもりヘルパー>

認知症の方や、介護保険の認定を受けるまでに至らない軽度認知障害(MCI)の方への在宅生活の支援

○対象者

- ・認知症又は軽度認知障害(MCI)と診断された方で寝たきり(※)でない方

(※)目安として、「障害高齢者の日常生活自立度判定基準」がB・Cランクではない方

○利用時間と利用料金

要介護認定・要支援認定を受けていない方	1か月あたり4時間まで
要介護認定・要支援認定を受けている方	1か月あたり2時間まで

利用料金は30分あたり135円

※30分またはその端数を超えるごとに135円加算。

※ヘルパーと居宅以外の場所に行くことに伴う利用者とヘルパーの交通費は利用者負担。

<KOBEみまもりヘルパー>

○サービス内容(例)・・・介護保険外のサービス

- ・見守り、話し相手、安否確認等を目的とする自宅訪問
- ・散歩、買物、理美容、余暇活動、行事参加等を目的とする外出活動への付き添い
- ・本人がやることの見守り(本人の代りにやるのではなく、一緒に声をかけながら行う、掃除、洗濯、調理、花木の水やりなど)



6. 神戸市の認知症施策

<KOBEみまもりヘルパー>

○利用方法

- ・えがおの窓口
- ・あんしんすこやかセンター

担当のケアマネジャーがいる方はえがおの窓口、いない方はあんしんすこやかセンターに相談

①相談



②申請書配布
(※)



(※)相談先で、対象要件を確認し、申請書を作成します。

KOBEみまもりヘルパーの
利用を希望される方

⑤利用契約



KOBEみまもりヘルパー
委託事業者

③申請



④決定通知

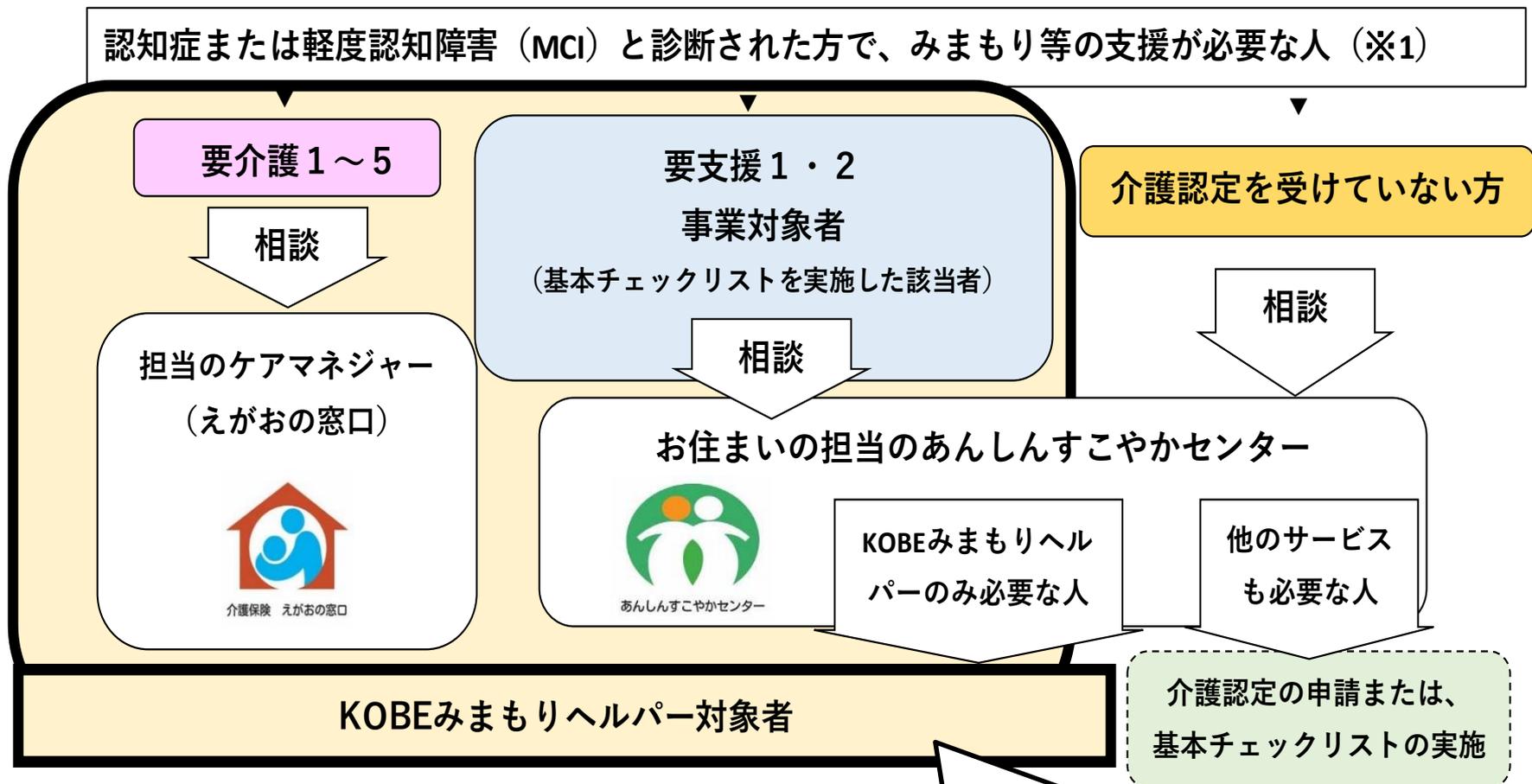


神戸市(介護保険課)

認知症「神戸モデル」の診断助成制度を利用されていない方は診断書の提出が必要です(文書料は自己負担)



《参考》対象者及び相談先のフロー図



(※1)在宅ではない方・寝たきりの方を除く。
(目安として、「障害高齢者の日常自立度判定基準」がB・Cランクではない方)

相談先で、対象要件を確認し、申請書を作成します。
申請書は相談先でのみ、配布します。

<認知症ケアパス>

認知症の症状に応じた相談窓口や利用できるサービスを記載している冊子

①認知症の症状にあわせた生活や対応のポイント

	①日常生活は自立して過ごすことができる	②誰かの見守りがあれば生活は自立できる	③日常生活に手助け・介護が必要になる	④常に介護が必要になる
 本人の持ち  生活の取っ手	<ul style="list-style-type: none"> 慣れていない仕事でも時間がかかるようになる 何度も同じことを聞く イライラして怒りっぽくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 今日が何日かわからない 料理の手順がわからず、作れなくなる 電気製品の操作に迷う もの盗られ妄想が出やすく、これがきっかけとなり、認知症と気づかれることがある 	<ul style="list-style-type: none"> 季節に合わせた服を選ぶのがむずかしい 自分が居る場所がわからず、迷子になる ひとりで買い物ができない 同居していない家族のことがわからなくなることがある 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え、入浴、身の回りのことが全面介助になる 物事への関心が少なくなり、何度も同じことを聞くことが少なくなる 家のトイレでも迷うことがある
	<ul style="list-style-type: none"> メモを取る 規則正しい生活パターンを作る 	<ul style="list-style-type: none"> できることはご本人に任せ、できないことを手助けしましょう (できない体験がたくさん積み重なると、自信を失い、辛い感情ばかりが、後に残ります) 否定はしないようにしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> なぜそのような行動をされるのか根本原因を考えて対応してみる。家族だけでわからない場合は、ケアマネジャーやかかりつけ医等と相談しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ご本人からの訴えが少なくなってくるので、ご本人の気持ちを察して介護しましょう (「気持ちいい」、「おいしい」はいつまでも残る感情です)

②相談窓口・利用できるサービス

認知症かもしれないと不安な時、家族への対応がわからない時は早めに相談しましょう

身の回りのことを自分でするのがしんどくなったり、介護・介助を利用の際はケアマネジャーにご相談下さい。

<相談窓口>

- かかりつけ医
- 担当のあんしんすこやかセンター …… P3-①
- 神戸市社会福祉協議会 (☎: 200-4013) (認知症サポーター養成講座受付等) …… P3-④
- 認知症初期集束支援事業 (あんしんすこやかセンター等にご相談下さい。) …… P3-④
- 認知症の人と家族の会 電話相談 …… P3-⑨
- 認知症疾患医療センター …… P4-⑩
- 障害福祉サービスや医療費助成等については区役所健康福祉課へ …… P5

ご家族支援サービス 介護リフレッシュ教室 …… P3-⑦、こべオレナジカフェ …… P3-⑤

<相談とサービス>

①医療 かかりつけ医、認知症疾患医療センター …… P4-①

②介護 要介護認定を受けてサービスを利用します主なサービスは下記の通り
認定については、担当のあんしんすこやかセンターにご相談下さい …… P3-①

在宅サービス

- えがおの窓口 (指定居宅介護支援事業所) …… P3-③
- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、デイサービス、テイクア、認知症対応型デイサービス、ショートステイ、住宅改修、小規模多機能型居宅介護 等 …… P4-⑨、⑩

その他のサービス

- 介護付有料老人ホーム ・グループホーム 等

施設サービス …… P4-⑩

- 特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院

金銭管理等サービス <相談窓口>こべ安心サポートセンター(日常の金銭管理等) …… P4-⑫、神戸市成年後見支援制度 …… P4-⑬

③ご家族(介護者)の気持ち4ステップ (気持ちの変化は個人差があります。介護サービスやご家族を支援するサービス等を利用して心身の負担を軽減しましょう)



<認知症疾患医療センター>

○目的

認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施。

○役割

- ・専門的医療機能
- ・地域連携
- ・診断後等支援機能

《神戸市内の認知症疾患医療センター》

- ・神戸大学医学部附属病院
- ・甲南医療センター
- ・兵庫県立ひょうごこころの医療センター
- ・神戸百年記念病院
- ・新生病院
- ・宮地病院
- ・神戸市立西市民病院



<認知症初期集中支援事業>

【目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人とする。

◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

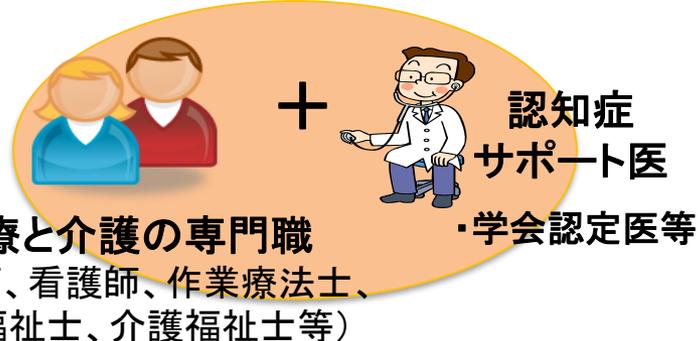
- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

◆医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

【事業概要】

対象者に、認知症初期集中支援チームが、心身状況や生活環境、本人や家族の希望に応じた支援を、おおむね6か月間実施する。

【認知症初期集中支援チーム】



[相談窓口] あんしんすこやかセンター
認知症疾患医療センター
こうべオレンジダイヤル

<こうべオレンジダイヤル(認知症に関する総合電話相談窓口)>

電話番号 (078) 262-1717

受付時間 平日(月曜日～金曜日)の午前9時～午後5時

※ 土日祝、年末年始を除く

- ・認知症「神戸モデル」をはじめとする神戸市の認知症施策の紹介や介護・生活面の相談など、認知症に関するさまざまな相談を受け付けています。
- ・相談内容に応じて、市内で実施している介護情報の提供や、適切な機関の紹介、関係機関(あんしんすこやかセンター等)との連携を行うほか、必要に応じて、初期集中支援チームと連携して対応します。

<認知症サポート医>

令和3年3月現在 市内184名（兵庫県養成分を含む）

○役割

- ①かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役・アドバイザー
- ②各区医師会、あんしんすこやかセンターとの連携体制の構築
- ③「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の企画立案・講師
- ④認知症初期集中支援チーム員 など



<認知症カフェ(こうべオレンジカフェ)>

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」です。

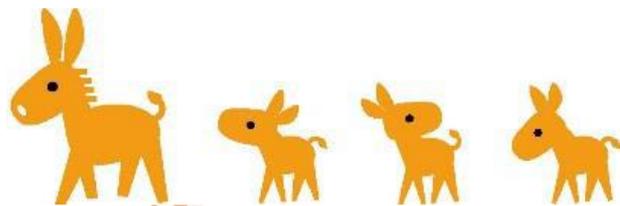
(令和4年1月1日現在 市内34か所)

登録すれば、次のような支援を受けることができます。

- ①ホームページや広報紙への掲載等、広報活動に関する協力
- ②カフェの開設や運営に関する情報提供や神戸市の認知症施策に関する情報提供、市内カフェ連絡会への参加・交流

【登録受付】神戸市社会福祉協議会（電話078-200-4013）

※市内のカフェ一覧は、神戸市社会福祉協議会のホームページ
(<https://www.with-kobe.or.jp/detail/orangecafe/>) で公開中



<認知症サポーター養成講座>

幅広い方々に認知症への正しい知識や理解を広めるため、地域団体や職場、小・中・高等学校などで「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

【講座時間】約90分 【費用】無料（会場はご用意ください）

【人数】おおむね10～40人のグループ単位でお願いします。

【問い合わせ・申込先】神戸市社会福祉協議会

電話（078）200-4013

FAX（078）271-1172

◎ 受講された方には、認知症への理解者の証である「オレンジリング」をお渡ししています。



	実施回数	受講人数
認知症サポーター養成 （平成17～令和2年度）	3,806回	123,388名



<認知症の人への対応について>

○基本姿勢

認知症の人への対応の心得“3の「ない」”

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない

○具体的な対応の7つのポイント

- ・まずは見守る
- ・余裕を持って対応する
- ・声をかけるときは1人で
- ・後ろから声をかけない
- ・相手に目線を合わせてやさしい口調で
- ・おだやかに、はっきりした滑舌で
- ・相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する



声かけ訓練の様子



<高齢者安心登録事業>

- ・登録受付窓口は、担当のあんしんすこやかセンター
- ・行方不明など日常生活に不安がある高齢者を事前登録(希望者)
- ・登録情報を警察やあんしんすこやかセンターで共有。
あんしんすこやかセンターで行う日常の見守りに役立てる。
- ・行方不明時には、捜索協力者に電子メールを配信し、警察への情報提供を呼びかける。



<若年性認知症>

○神戸モデル

・事故救済制度

見舞金、賠償責任保険とも対象

・診断助成制度

神戸市内の認知症疾患医療センターでの認知症の診断費用を助成

※認知症初期集中支援事業の対象者

※かかりつけ医の紹介又はで認知症と診断された場合(他の疾患の場合
は対象外)

※認知機能検診(第1段階)は65歳以上が対象

○相談等

・ひょうご若年性認知症支援センター

○交流会等

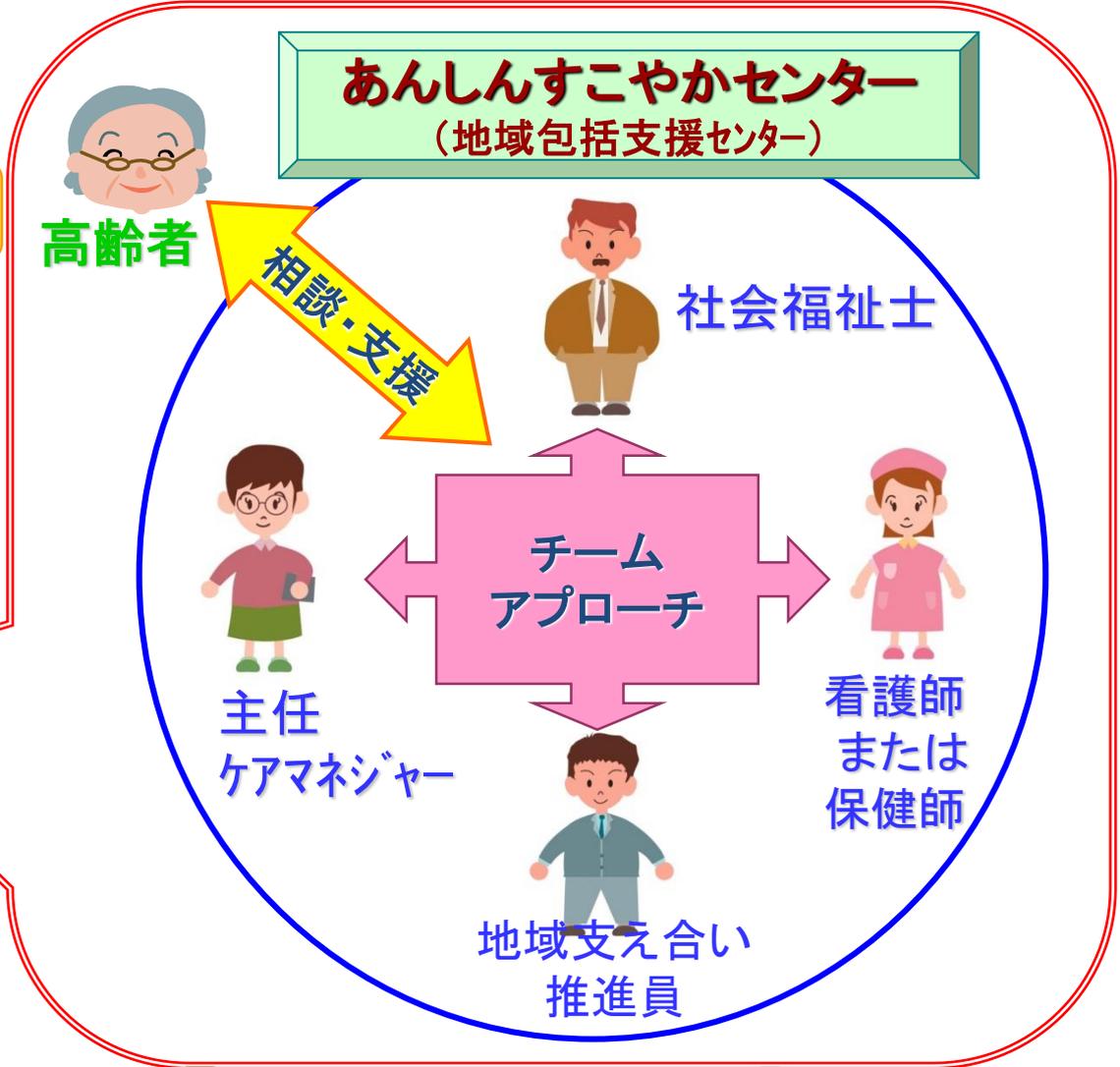
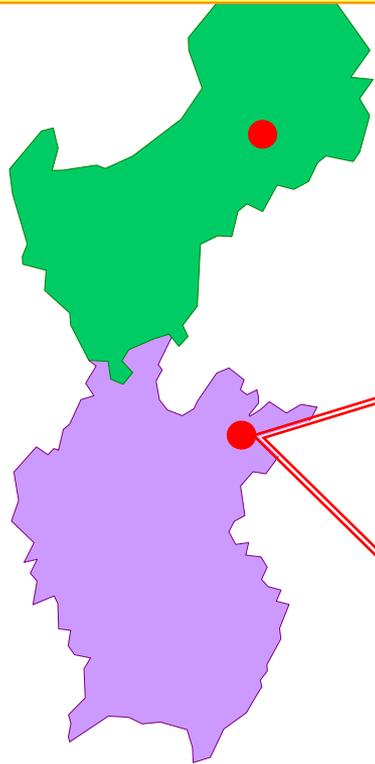
・若年性認知症交流会 ソレイユ(神戸市社会福祉協議会) など



6. 神戸市の認知症施策

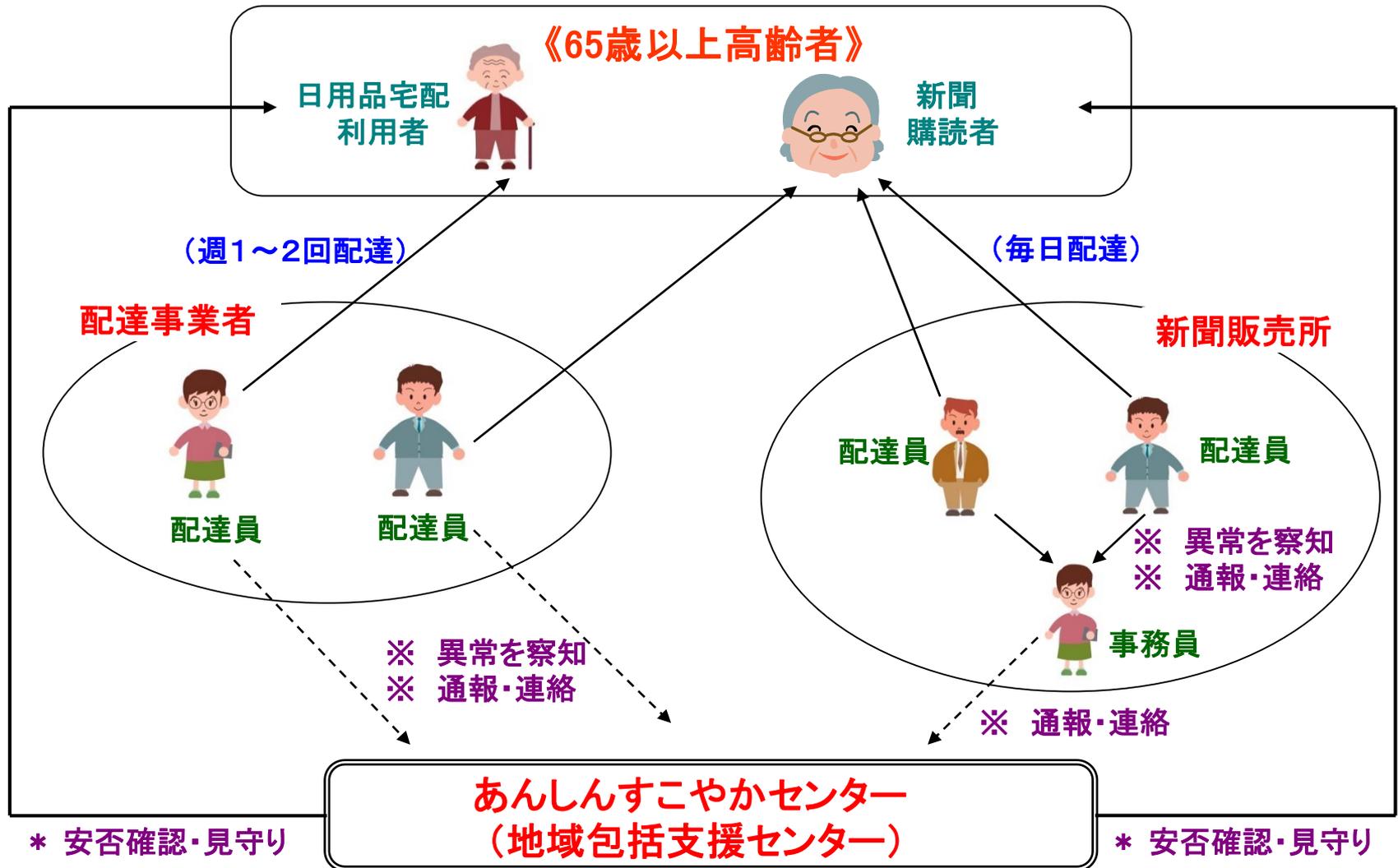
<あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)>

中学校区に1ヶ所設置



6. 神戸市の認知症施策

<協力事業者による高齢者見守り事業>



<令和4年度の主な取組み>

(1) 認知症神戸モデルの実施

「診断助成制度」と「事故救済制度」を組み合わせた**神戸モデル**について、令和6年度まで**継続して実施**します。

(2) 認知症の方とその家族への支援

認知症の方や認知症の疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できる地域づくりや認知症に関する理解促進を目指し、各種**地域団体からの希望を募り、専門職の派遣**を行います(新規)。

また、認知症の疑いのある方にする初期集中支援チームによる訪問支援、市内7か所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンの開催、および話し相手や外出の付き添い等を行う「KOBEみまもりヘルパー」の派遣を引き続き実施します。

